

庄内国有林の地域別の森林計画書  
(一斉変更)  
(庄内森林計画区)

計画期間 自 平成20年4月1日  
至 平成30年3月31日

東北森林管理局

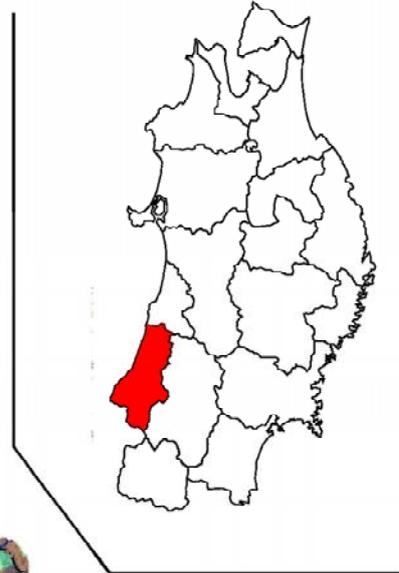
### 庄内国有林の地域別の森林計画の変更理由

森林法（昭和26年法律第249号）の一部改正（平成23年4月22日公布）に伴い、同法附則第4条第1項に規定する現行の庄内国有林の地域別の森林計画（平成19年度樹立）を変更する。

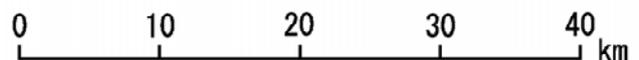
#### （参考）森林法附則第4条第1項

森林管理局長は、平成23年12月31日までに、新法第7条の2の規定の例により、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に旧法第7条の2の規定によりたてられている森林計画（平成19年4月1日とその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成24年4月1日にその効力を生ずるものとする。

# 庄内森林計画区的位置図



	国有林野
	官行造林



# 目 次

I	計 画 の 大 綱	
1	森林計画区の概況 -----	1
(1)	位 置 -----	1
(2)	自然的背景 -----	1
(3)	社会経済的背景 -----	2
2	計画樹立に当たっての基本的考え方 -----	3
II	計 画 事 項	
第 1	計画の対象とする森林の区域 -----	4
第 2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	5
	森林の整備及び保全の目標	
	その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	5
(1)	森林の整備及び保全の目標 -----	5
(2)	森林の整備及び保全の基本方針 -----	6
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	9
第 3	森林の整備に関する事項 -----	10
1	森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	10
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法 -----	10
(2)	立木の標準伐期齢 -----	11
(3)	その他必要な事項 -----	11
2	造林に関する事項 -----	11
(1)	人工造林に関する基本的事項 -----	11
(2)	天然更新に関する基本的事項 -----	12
(3)	その他必要な事項 -----	13
3	間伐及び保育に関する基本事項 -----	13
(1)	間伐の標準的な方法 -----	13
(2)	保育の標準的な方法 -----	13
(3)	その他必要な事項 -----	14
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	14
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 -----	14

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	15
(1)	林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の 開設及び改良に関する基本的な考え方	15
(2)	効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	16
(3)	更新を確保するための林産物の搬出方法を 特定する森林の所在及びその方法	16
(4)	その他必要な事項	16
6	森林施業の合理化に関する事項	16
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	16
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	17
(3)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	17
第4	森林の保全に関する事項	18
1	森林の土地の保全に関する事項	18
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	18
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	18
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法	18
2	保安施設に関する事項	18
(1)	保安林の整備に関する事項	18
(2)	保安施設地区に関する事項	18
(3)	治山事業に関する事項	19
(4)	その他必要な事項	19
3	森林の保護等に関する事項	19
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	19
(2)	鳥獣による森林被害対策の方針	19
(3)	林野火災の予防の方針	19
(4)	その他必要な事項	19
第5	計画量等	20
1	伐採立木材積	20
2	間伐面積	20
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	20
4	林道の開設又は拡張に関する計画	21

5	保安林整備及び治山事業に関する計画 -----	23
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----	23
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 --	24
(3)	実施すべき治山事業の数量 -----	24
第6	その他必要な事項 -----	25
	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 ---	25
	別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法 -----	34
(附) 参考資料		
1	森林計画区の概況 -----	37
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	
(2)	地況（気候）	
(3)	土地利用の現況	
(4)	産業別生産額	
(5)	産業別就業者数	
2	森林の現況 -----	39
(1)	齢級別森林資源表	
(2)	制限林普通林別森林資源表	
(3)	市町村別森林資源表	
(4)	制限林の種類別面積	
(5)	樹種別材積表	
(6)	荒廃地の面積	
(7)	森林の被害	
3	林業の動向 -----	48
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	
(2)	林業事業者等の現況	
(3)	林業労働力の概況	
(4)	林業機械化の概況	
4	前期計画の実行状況 -----	51
(1)	伐採立木材積	
(2)	人工造林・天然更新別面積	
(3)	林道の開設又は拡張の数量	
(4)	保安施設の数量	

5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	52
	(1) 森林より森林以外への異動	
	(2) 森林以外より森林への異動	
6	森林資源の推移	52
	(1) 分期別伐採立木材積等	
	(2) 分期別期首資源表	
7	その他	54
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革	
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	

## I 計画の大綱

### 1 森林計画区の概況

#### (1) 位置

本森林計画区は、山形県の北西部に位置し、北側は子吉川森林計画区、東側は最上村山森林計画区、南側は下越森林計画区に接し、鶴岡市をはじめとする2市3町を包括する区域である。

#### (2) 自然的背景

##### ア 地勢

本森林計画区は、鳥海山(2,236m)から虚空蔵岳(1,090m)、月山(1,984m)、赤見堂岳(1,446m)などを経て摩耶山(1,020m)、大鳥屋岳(989m)、以東岳(1,771m)等の朝日連峰までの山形県の内陸部を縦に走る山岳地帯一帯である。

主要な河川は、遠く西吾妻山に源を發し、本森林計画区内で立谷沢川、相沢川を合流して日本海に注ぐ最上川、鳥海山系に源をもつ日向川、さらに東方の月山を源とする梵字川、朝日山系を源とする大鳥川などの支流を集め日本海に注いでいる赤川等がある。

##### イ 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、北部に安山岩、玄武岩類、南部に花崗岩類、東部に堆積岩類、西部に第四紀砂丘砂が分布している。

鳥海山は、典型的なコニーデ火山で、山麓一帯は安山岩質の火山砕屑物が豊富に堆積している。

月山山系は、火山泥流と安山岩質の火山砕屑物で覆われ、沢筋のところどころに凝灰岩質砂岩、集塊岩等が見られる。一般に地質が脆弱で河川からの流出土砂量が多い。

南部の西田川地域は、花崗岩、凝灰岩を基岩とし、南北に3条の断層線があり、これに沿って玄武岩、安山岩の貫入が見られる。低地には、頁岩、砂岩等も見られ、日本海に迫るところは玄武岩の露出が著しい。

土壌型は、褐色森林土壌群が60%、ポドゾル土壌群が9%、未熟土群が1%、その他(岩石地等)が30%となっている。

##### ウ 気 候

本森林計画区の気候は、最高気温35℃、最低気温-6℃、年平均気温13℃前後で、年降水量約2,100mm、最深積雪は海岸部の酒田市で約30cm、庄内町で約80cmと比較的積雪の少ない地帯である。

##### エ 林 況

###### (ア) 人工林

人工林面積は13千haで、林地面積83千haの15%を占めている。

また、人工林蓄積は2,665千m<sup>3</sup>で、総蓄積9,187千m<sup>3</sup>の29%を占めており、樹種別ではスギが81%、クロマツが5%、カラマツが4%となっている。

齡級配置は、8齡級～11齡級が人工林全体の61%を占めており、偏った齡級配置とな

っている。

(イ) 天然林

天然林は、林地面積の85%の70千haを占め、ブナ類を主とする広葉樹林が大半を占めている。

(3) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は241千haで、山形県の総面積の26%を占めている。

土地の利用状況は、森林が161千haで本森林計画区の約67%を占め、農地が約18%（水田16%）、その他が約15%となっている。

イ 地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は177千人で、産業別就業割合は第1次産業が10%、第2次産業が36%、第3次産業が54%となっている。

また、純生産額は約9,142億円で、産業別の割合は、第1次産業が5%、第2次産業が32%、第3次産業が63%となっている。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、産業別就業者数では1%、純生産額では4%となっている。

そのほか、磐梯朝日国立公園、鳥海国定公園や庄内海浜県立自然公園をはじめとして、古くから信仰の山として名高い出羽三山などの優れた観光資源等に恵まれている。

ウ 森林計画区における国有林の位置づけ

本森林計画区の国有林面積は92千haで、計画区内の土地面積241千haの38%、森林面積161千haの57%を占めている。

また、朝日連峰、月山、鳥海山などの山岳部は、大部分が国有林で日本有数のブナ天然広葉樹林が広がり、水源地として重要な役割を担っている。

なお、森林生態系の保存、野生動植物の保護のため、朝日山地森林生態系保護地域が設定されているほか、鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊が設定されている。

## 2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源かん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

一方、森林資源の状況を見ると、人工林の多くが育成段階にあるが、高齢級の森林が増加しつつある。天然林については、林分構造が低位にあるなどその資源内容が必ずしも十分なものとなっていない。

これらのことから、公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、従来から進めてきた若齢の人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についてもコストを抑えた間伐等を行いながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を図ることとする。また、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸としつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることとする。なお、このとき、生物多様性の保全に配慮する。

また、森林浴の場、森林セラピーなどによる健康づくりの場、森林環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場等として森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進することとする。

さらに、これらの森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等に取り組むこととする。

なお、計画樹立等に当たっては、資源の充実を図るなど当流域における多様な森林資源の整備に資するため、民有林・国有林間での緊密な連携調整を図るものとする。

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の区域は、次に掲げる市町村に所在する国有林野及び官行造林地の区域である。

市町村別面積

単位 面積：ha

市町村	面積	備考
総数	92,468.77	
鶴岡市	49,868.51	
酒田市	23,000.34	
庄内町	11,408.52	
遊佐町	8,191.40	

注 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局及び東北森林管理局庄内森林管理署とする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進することとする。

そのため、本森林計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、森林の構成、本森林計画区における国有林の位置付け等を踏まえ、以下に掲げる森林の整備及び保全の目標及び基本方針において、森林の有する多面的機能を発揮する上での望ましい姿、機能発揮に向けた誘導の考え方、目標とする森林の状態を明らかにする。

### (1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源かん養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

#### ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに、樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

#### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

ア 期待する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

(水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(山地災害防止機能／土壌保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の高危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(快適環境形成機能)

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効

果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

#### (保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

#### (木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保

育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

## イ 森林の誘導の考え方

### ① 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林の誘導については、育成のための人為<sup>※1</sup>の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

#### a 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

#### b 育成複層林

森林を構成する林木を択伐<sup>※2</sup>等により伐採し、複数の樹冠層<sup>※3</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

#### c 天然生林

主として天然力<sup>※4</sup>を活用することにより成立させ維持する森林<sup>※5</sup>。

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

※5 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

### ② 森林の区分に応じた誘導の考え方

森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していくため、以下の誘導の考え方に基づき森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

#### a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所

に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理を実施することとし、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は立地条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在するなど継続的な資源利用が見込まれる森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等について、次のとおり定める。

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	12,489	12,320
	育 成 複 層 林	1,119	1,262
	天 然 生 林	69,061	68,975
森林蓄積 m <sup>3</sup> /ha		112	128

### 第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2で定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

##### (ア) 育成単層林施業を行う森林

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、高齢級の人工林が増加すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、多様化及び長期化を図ることとする。

##### (イ) 育成複層林施業を行う森林

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。
- b 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。
- (ウ) 天然生林施業を行う森林
  - 天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。
    - a 主伐については、(イ)の主伐に当たつての留意事項によること。
    - b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこと。
- (エ) その他
  - 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

地 区	樹 種					
	針 葉 樹				広 葉 樹	
	ス ギ	アカマツ、クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	用 材	その他
全 域	5 0	4 5	4 0	5 5	7 5	3 0

(3) その他必要な事項

該当なし

**2 造林に関する事項**

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、土壌、地形等の自然条件を的確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の標準的な方法

a 地 拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を採用することとする。

ブナ等の有用天然稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

b 植付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長を期待する。

植栽本数は、下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整する。なお、複層林施業については、下表の植栽本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数を目安とする。ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ	2,500～3,000
カラマツ	2,000～2,500

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、ブナ等の有用広葉樹とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により更新を図ることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行う。

b 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

c 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

- (3) その他必要な事項  
該当なし

### 3 間伐及び保育に関する基本事項

(1) 間伐の標準的な方法

(ア) 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間に競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9 m、かつ、収量比数がスギ0.60以上、アカマツ0.70以上、カラマツ0.65以上とする。

(イ) 間伐の繰り返し期間

林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定するが、おおむね10年を目安とする。

(ウ) 最終間伐の時期

主伐時期のおおむね10年前を目安とする。

(エ) 間伐率

目標材積間伐率は、35%を超えないものとする。ただし、法令等により間伐率の限度が定められている林分については、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、樹種の特性、林分の状況、実行時期等を十分考慮し、常に実態を把握し、健全な林分の育成を図ることを目的に以下のとおりとする。

(ア) 作業時期、回数

樹種	作業種	保育作業計画 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	○	○	○	○	○	○									
	つる切							←	○	→						
	除伐(つる切)								←	○	→	←	○	→		
アカマツ	下刈	○	○	○	○	○										
	つる切						←	○	→							
	除伐(つる切)							←	○	→						

注 下刈2回刈、その他明示されていない保育については、現地の実態に即し、必要に応じて行う。

(イ) 施業方法の基準

a 下刈

植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行う。

下刈の終期は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとし、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に実施する。

c 除 伐

下列の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で、有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び形質不良な造林木の除去を目的として実施する。

なお、豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので、植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行う。

(3) その他必要な事項

該当なし

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については、別表のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせる。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りとしない。

② 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 森林の有する土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りとしない。

(イ) 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適な環境の形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせる。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を

単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りとしない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）を推進することを旨とする。

② 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く）など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法とする。

**5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項**

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進する。

○基幹路網

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路線	69	227
うち林業専用道	—	—

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方  
 高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度により路網を整備するとともに、近年の路網作設技術の向上も踏まえて、低コストで壊れにくい作業路の整備を推進することとする。

区 分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0° ~35° )	車両系作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地(15° ~30° )	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地(30° ~35° )	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上
急 峻 地(35° ~)	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

- 注1： 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダー等を活用する。  
 2： 「車両系作業システムとは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダー等を活用する。

- (3) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその方法  
 該当なし
- (4) その他必要な事項  
 該当なし

## 6 森林施業の合理化に関する事項

- (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を推進する上において、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成、強化が重要となっている。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成、強化を図るとともに、これらを通じ優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的、安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保し得るよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業機械化の促進については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、着実に広まってきているものの、高性能林業機械の作業性能を最大限に引き出した作業システムへの移行が進展せず、労働生産性の向上、生産コストの縮減に繋がっていない状況が見られる。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

木材の計画的、安定的な販売に努めるとともに、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制に民有林と連携しながら取り組むものとする。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質変更にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、地形、地質等の条件等に応じて実施地区を選定するとともに、土砂の切取り、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質変更を行う場合には、その態様に依りて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずるものとする。

#### (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域(林班)			
総数		88,398.99	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
鶴岡市	35～38, 41～194	49,407.30		
酒田市	1020～1067, 1069～1138	21,861.75		
庄内町	1～40, 65	11,202.13		
遊佐町	1003～1019, 1139～1142	5,927.81		

#### (3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当なし

### 2 保安施設に関する事項

#### (1) 保安林の整備に関する事項

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

#### (2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

豪雨、地震、火山噴火、地滑り、流木等による山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、地域の実情を踏まえつつ迅速かつ機動的な治山施設の設置等を行い、災害に強い森林の保全・再生を推進する。

また、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視等を適正に行うこととする。

### 3 森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等への被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫被害については、重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

また、ナラ枯れ被害については、先進地域において重点的に巡視を行い早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

シカ等による食害や剥被害に対しては、公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域の実情に応じた被害対策に積極的に取り組むこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止し、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

(4) その他必要な事項

森林の面積、森林の管理状況等を勘案して林内歩道の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

## 第5 計画量等

### 1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	540	538	2	181	179	2	359	359	0
前半5カ年の計画量	241	240	1	39	37	1	203	203	0

### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	5,335
前半5カ年の計画量	3,017

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	297	84
前半5カ年の計画量	83	45

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)	
開設	総数			16路線	20,780		16,380			
	林道			4路線	5,430		5,430			
	林業専用道			12路線	15,350		10,950			
	自動車道	林道	鶴岡市	雨嵐山	1,030	39	1,030	①	154外	
				川内	2,500	160	2,500	②	151	
		林道計		2路線	3,530		3,530			
		林業専用道		東山	1,500	109	1,500	③	54外	
				雨嵐山	950	77	950	④	154外	
				清水田	200	78	200	⑤	174	
				小祓川	1,300	115	1,300	⑥	43	
				鯛口沢	1,100	104	1,100	⑦	142	
				林業専用道計		5路線	5,050		5,050	
		林道		酒田市	小平滝	100	9	100	⑧	1104
					白滝沢支線	1,800	125	1,800	⑨	1104外
		林道計			2路線	1,900		1,900		
		林業専用道			北海前山支線	3,200	181			1072
					前山	2,000	62	2,000	⑩	1072外
	小平滝		400		42	400	⑪	1104		
	林業専用道計		3路線	5,600		2,400				
	林業専用道	遊佐町	岳の腰	1,200	63	1,200	⑫	1018		
熊の川			800	176	800	⑬	1015			
西河前沢			1,200	128						
西鳥海			1,500	174	1,500	⑭	1004外			
林業専用道計		4路線	4,700		3,500					

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ 年計画の 箇所	対図 番号	備考 (林班)
拡張	総数			4路線	8,000		4,000		
	自動車道 (改良)		鶴岡市	倉沢	2,000		1,000		140外
			計	1路線	2,000		1,000		
			酒田市	山元	2,000		1,000		1103外
				奥山	2,000		1,000		1027外
			計	2路線	4,000		2,000		
			庄内町	小倉山	2,000		1,000		2外
			計	1路線	2,000		1,000		

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画	
総数（実面積）	89,463	89,463	
水源かん養のための保安林	86,531	86,531	
災害防備のための保安林	3,019	3,019	
保健・風致の保存等のための保安林	1,720	1,720	

(注) 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

②計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除 別	種類	森林の所在		面積		指 定 又 除 要 る 理 由
		市町村	区域(林班)		前半5カ年の 計画面積	
指定	総数			809	809	
	水源 かん養	計		149	149	水源かん養 のため
		酒田市	1047、1049～1052、 1056、1057、1059、 1063～1065	149	149	
		計		660	660	
		遊佐町	1003、1004、1009～ 1011、1014～1016、 1018	660	660	

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水 源 か ん 養				41,209	
災 害 の 防 備				1,393	
保健・風致の保存等				133	
計				42,601	

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施工地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域		前半5カ 年の計画 地区数		
鶴 岡 市	50、64、69、72、78、130、132、 136、152、160、162、172、180、 181、189～191、194	18	10	溪間工 山腹工 本数調整伐 地すべり防止	
酒 田 市	1024、1051～1053、1063～1065、 1103～1106、1120、1121、 1132～1138	20	9	溪間工 本数調整伐	
庄 内 町	2、3、7～9、11、12、25、26、 37、38、40	12	3	溪間工 山腹工 本数調整伐	
遊 佐 町	1139～1142、1001、1003～1006	9	4	本数調整伐	
合 計		59	26		

## 第6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	鶴岡市	35~38, 41~191	47,371.14	別紙1のとおり	土流 240.93
					砂指 40.38
					国特保 156.54
					国特1 3,681.07
					国特2 5,500.78
				国特3 14,623.06	
				鳥保特 2,982.89	
	酒田市	1020~1067, 1069~1072, 1074~1120	20,866.54		保健 444.99
					風致 61.24
					砂指 9.31
					定特1 539.18
					定特2 528.57
					定特3 1,649.64
					鳥保特 178.15
					史跡 4.85
	庄内町	1~28, 30~39, 65	10,697.44		砂指 2,692.22
					国特保 663.14
					国特1 1,407.09
					国特2 650.13
					国特3 2,819.84
					史跡 663.14
	遊佐町	1003~1009, 1012~1019	5,567.66		土流 31.18
					定特1 2,216.72
					定特2 850.90
					定特3 1,651.50
	小計		84,502.78		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
土流	鶴岡市	118, 143, 144, 147, 163, 164, 172, 178, 181, 182, 187, 190, 191	1,436.03		水かん 240.93 風致 549.17 鳥保特 549.17 史跡 549.17
	酒田市	1079	0.15		
	庄内町	1,5	63.13		
	遊佐町	1004	31.18		水かん 31.18 定特1 31.18
	小計		1,530.49		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
土崩	鶴岡市	62, 63	54.82	別紙1の とおり		
	小計		54.82			
飛砂	鶴岡市	161, 194	49.92		保健	46.63
	酒田市	1132~1138	358.74		防風	5.68
					保健	92.47
	遊佐町	1139~1142	148.02		定特2	11.66
			定特3		118.55	
小計		556.68				
防風	酒田市	1136	5.68		飛砂	5.68
	庄内町	39, 40	3.11			
	小計		8.79			
潮害	酒田市	1122~1131	132.33		保健	125.94
	小計		132.33			
干害	鶴岡市	35, 38, 70, 192, 193	447.29		保健	132.53
					国特3	186.55
	酒田市	1054, 1073, 1102	211.02			
	庄内町	6, 38	47.19			
小計		705.50				
なだれ	鶴岡市	173	4.18			
	庄内町	39, 40	11.47			
	小計		15.65			
保健	鶴岡市	71~73, 193, 194	287.76	飛砂	46.63	
				干害	132.53	
				国特3	108.60	
	酒田市	1021~1023, 1122~1131, 1134, 1135	663.40	水かん	444.99	
			飛砂	92.47		
			潮害	125.94		
			定特1	275.72		
			定特2	115.09		
			定特3	54.18		
			鳥保特	30.63		
遊佐町	1010, 1011	42.7	定特2	24.11		
			定特3	18.59		
小計		993.86				

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
風致	鶴岡市	143, 163, 164	549.17	別紙1のとおり	土流 549.17
					鳥保特 549.17
					史跡 549.17
	酒田市	1022, 1076, 1077, 1079	100.82		水かん 61.24
					定特1 61.24
					史跡 4.80
	小計		649.99		
	計		87,420.13		
砂指	鶴岡市	45, 51, 52, 118, 128~130, 142, 143, 186	44.71	別紙3のとおり	水かん 40.38
	酒田市	1021, 1023, 1027, 1028, 1036~1039, 1044, 1049, 1055, 1056, 1100, 1112, 1118	19.70		水かん 9.31
					定特3 5.13
	庄内町	4, 5, 7, 9~15, 18~29, 32, 33	3,054.40		水かん 2,692.22
				国特保 663.14	
				国特2 334.24	
				国特3 2,012.53	
				史跡 663.14	
	遊佐町	1014, 1017, 1018	8.88		定特3 6.42
	計		3,127.69		
国特保	鶴岡市	65, 85, 86, 114	156.54	別紙2のとおり	水かん 156.54
					鳥保特 10.74
	庄内町	22	663.14		水かん 663.14
				砂指 663.14	
				史跡 663.14	
	小計		819.68		
国特1	鶴岡市	80, 81, 84~86, 114	3,681.14		水かん 3,681.07
					鳥保特 998.67
	庄内町	21	1,407.09		水かん 1,407.09
	小計		5,088.23		
国特2	鶴岡市	65, 74, 85, 86, 113, 114	5,503.25		水かん 5,500.78
					鳥保特 1,973.48
	庄内町	28, 31, 65	655.20		水かん 650.13
				砂指 334.24	
	小計		6,158.45		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
国特3	鶴岡市	41, 42, 46~50, 64~84, 87~89, 110~113	14, 982. 19	別紙2の とおり	水かん 14, 623. 06 干害 186. 55 保健 108. 60
	庄内町	19~21, 23~27, 29, 30, 32	3, 179. 97		水かん 2, 819. 84 砂指 2, 012. 53
	小計		18, 162. 16		
計			30, 228. 52		
定特1	酒田市	1022, 1023	539. 81		水かん 539. 18 保健 275. 72 風致 61. 24 鳥保特 30. 63 史跡 4. 80
	遊佐町	1004	2, 550. 45		水かん 2, 216. 72 土流 31. 18
	小計		3, 090. 26		
定特2	酒田市	1020~1022, 1024	546. 79		水かん 528. 57 保健 115. 09
	遊佐町	1003~1013, 1016, 1018, 1019, 1042	1, 149. 64		水かん 850. 90 飛砂 11. 66 保健 24. 11
	小計		1, 696. 43		
定特3	酒田市	1020~1024, 1026	1, 687. 68		水かん 1, 649. 64 保健 54. 18 砂指 5. 96 鳥保特 147. 52
	遊佐町	1001~1006, 1008~1014, 1018, 1019, 1140~1142	3, 333. 24		水かん 1, 651. 50 飛砂 118. 55 保健 18. 59 砂指 6. 42 史跡 0. 26
	小計		5, 020. 92		
計			9, 807. 61		

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
鳥保特	鶴岡市	114, 143, 163, 164	3, 532. 06	別紙3の とおり	水かん 2, 982. 89
					土流 549. 17
					風致 549. 17
					国特保 10. 74
					国特1 998. 67
					国特2 1, 973. 48
					史跡 549. 17
	酒田市	1023	178. 15		水かん 178. 15
					保健 30. 63
					定特1 30. 63
					定特3 147. 52
	計		3, 710. 21		
史跡	鶴岡市	143, 163, 164	549. 17		土流 549. 17
					風致 549. 17
					鳥保特 549. 17
	酒田市	1022, 1081	4. 85		水かん 4. 85
					風致 4. 80
					定特1 4. 80
	庄内町	22	663. 14		水かん 663. 14
					砂指 663. 14
					国特保 663. 14
	遊佐町	1001	0. 26		定特3 0. 26
	計		1, 217. 42		

注 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林

砂指＝砂防指定地

土流＝土砂流出防備保安林

国特保＝国立公園特別保護地区

土崩＝土砂崩壊防備保安林

国特1＝国立公園第1種特別地域

飛砂＝飛砂防備保安林

国特2＝国立公園第2種特別地域

防風＝防風保安林

国特3＝国立公園第3種特別地域

潮害＝潮害防備保安林

定特1＝国定公園第1種特別地域

干害＝干害防備保安林

定特2＝国定公園第2種特別地域

なだれ＝なだれ防止保安林

定特3＝国定公園第3種特別地域

保健＝保健保安林

鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区

風致＝風致保安林

史跡＝史跡名勝天然記念物

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
伐採の方法	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
伐採の限度	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積をこえないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況等により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積をこえないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積をこえないものとする。</p>
植 栽	<p>1 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

## 別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</li> <li>2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</li> <li>(2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。</li> </ol> </li> </ol>
第2種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</li> <li>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</li> <li>3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</li> <li>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</li> <li>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</li> <li>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。</li> <li>7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</li> <li>(2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</li> </ol> </li> </ol>
第3種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

## 別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	「砂防法施行条例」（平成15年3月18日山形県条例第28号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。

別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
総数		92,312.80	
鶴岡市	計	49,775.90	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	35～38、41～194、500		
酒田市	計	22,936.98	
	1020～1067、1069～1138		
庄内町	計	11,408.52	
	1～40、65		
遊佐町	計	8,191.40	
	1001～1019、1139～1142		

注 森林の所在の詳細(林小班)については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
総数		30,670.05	
鶴岡市	計	22,157.79	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	36、45、47、48、49、50、51、52、62、63、64、65、66、71、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、105、106、107、108、110、111、112、113、114、115、116、118、119、120、121、122、123、124、125、126、128、129、130、131、133、134、136、137、138、139、142、143、144、145、146、147、148、149、150、162、163、164、165、166、172、173、178、179、181、186、187、188、189、190、191、192		
酒田市	計	746.98	
	1020、1021、1023、1027、1028、1036、1037、1038、1039、1040、1044、1045、1049、1055、1056、1057、1062、1067、1079、1081、1084、1085、1089、1090、1091、1097、1109、1110、1111、1112、1114、1115、1117、1118、1119		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 ( 林 班 )	面 積	施業方法
庄内町	計	7,159.51	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	1、2、4、5、7、8、9、10、11、12、13、14、15、 16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、 28、29、30、31、32、39		
遊佐町	計	605.77	
	1004、1008、1010、1011、1013、1014、1017、1018、 1019		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 ( 林 班 )	面 積	施業方法
総 数		712.64	
鶴岡市	計	59.36	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	173、194		
酒田市	計	462.88	
	1123、1125、1127、1128、1129、1130、1132、1133、 1134、1135、1136、1137、1138		
庄内町	計	14.81	
	39、40		
遊佐町	計	175.59	
	1139、1140、1141、1142		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

③ 保健機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 ( 林 班 )	面 積	施業方法
総 数		21,817.09	
鶴岡市	計	10,489.05	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	45、46、47、48、49、50、65、66、67、69、71、72、 73、74、75、76、77、79、80、81、84、85、86、87、 88、89、92、106、107、109、110、111、112、113、 114、115、116、119、121、122、125、126、127、 134、138、145、146、147、148、149、150、162、 168、170、172、173、176、189、193		
酒田市	計	5,191.94	
	1020、1021、1022、1023、1024、1026、1030、1035、 1039、1057、1062、1067、1076、1077、1079、1081、 1084、1085、1086、1087、1088、1089、1090、1091、 1092、1093、1094、1097、1101、1106、1107、1109、 1110、1111、1112、1114、1115、1116、1117、1119、 1122、1123、1124、1125、1126、1127、1128、1129、 1130、1131、1134		
庄内町	計	1,834.47	
	1、8、14、21、30、32、65		
遊佐町	計	4,301.63	
	1001、1003、1004、1005、1006、1007、1008、1009、 1010、1011、1012、1013、1014、1016、1018、1019		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

## (附) 参 考 资 料

## 1 森林計画区の概況

### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	240,511	161,392	92,469	68,923	67
鶴 岡 市	131,149	95,613	49,869	45,744	73
酒 田 市	60,274	36,587	23,000	13,587	61
三 川 町	3,321	-	-	-	-
庄 内 町	24,926	15,680	11,409	4,271	63
遊 佐 町	20,841	13,512	8,191	5,321	65

注1 区域面積は、平成17年「山形県統計年鑑」

2 国有林面積は、林野庁所管面積(官行造林を含む)で、民有林面積は地域森林計画対象面積

### (2) 地況 (気候)

観 測 地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	備 考
	最 高	最 低	年平均			
酒 田	35.6	-5.9	13.0	2,059	31	
鶴 岡	35.4	-6.7	12.8	2,215	-	
狩 川	34.0	-7.9	12.0	2,127	89	
鼠ヶ関	34.4	-4.8	12.3	2,155	-	

資料：気象庁（1997～2006年までの10ヵ年平均）

### (3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森林	農地		その他
		総数	総数	うち田	
総 数	240,511	161,392	43,300	37,680	35,819
鶴 岡 市	131,149	95,613	18,720	16,358	16,816
酒 田 市	60,274	36,587	12,510	10,636	11,177
三 川 町	3,321	-	2,308	2,165	1,013
庄 内 町	24,926	15,680	5,872	5,707	3,374
遊 佐 町	20,841	13,512	3,890	3,213	3,439

資料：農地は、平成17年「山形県統計年鑑」

## (4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第2次産業	第3次産業
		総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数	914,176	40,293	36,282	1,421	2,590	294,746	579,137
鶴 岡 市	408,976	18,105	16,050	644	1,411	136,599	254,272
酒 田 市	403,789	11,878	10,355	485	1,038	131,326	260,585
三 川 町	25,656	1,849	1,775	74	-	7,029	16,778
庄 内 町	46,801	5,117	4,939	167	11	10,952	30,732
遊 佐 町	28,954	3,344	3,163	51	130	8,840	16,770

資料：山形県「年度別市町村内総生産」（平成15年）

## (5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次 産 業				2次産業	第3次産業
		総 数	農 業	林 業	水産業		
総 数	176,669	17,611	16,617	252	742	62,476	95,019
鶴 岡 市	74,997	7,857	7,299	135	423	26,700	40,440
酒 田 市	75,375	5,874	5,507	96	271	25,737	42,201
三 川 町	4,146	706	705	1	-	1,597	1,843
庄 内 町	12,787	1,563	1,539	16	8	5,077	6,147
遊 佐 町	9,364	1,611	1,567	4	40	3,365	4,388

資料：総務省統計局「国勢調査報告」（平成12年）

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	92,464.75	9,289	165	215.70			252.97			552.63	3		666.40	10	1
総数	82,664.98	9,271	165	215.70			252.97			552.63	3		666.40	10	1
針	12,336.17	2,596	104	57.94			150.72			250.75	2		288.81	5	1
広	70,328.81	6,675	61	157.76			102.25			301.88			377.59	5	
総数	12,516.05	2,675	106	124.54			175.12			251.75	2		297.10	6	1
針	11,178.62	2,433	102	57.94			150.72			250.75	2		288.81	5	1
広	1,337.43	243	4	66.60			24.40			1.00			8.29		
総数	12,486.59	2,666	106	124.54			173.91			243.95	2		290.05	5	1
針	11,149.16	2,424	102	57.94			149.51			242.95	2		281.76	5	1
広	1,337.43	243	4	66.60			24.40			1.00			8.29		
	(29.46)														
育	29.46	9					1.21			7.80			7.05		
成	29.46	9					1.21			7.80			7.05		
林															
総数	70,148.93	6,596	59	91.16			77.85			300.88			369.30	4	
針	1,157.55	163	2												
広	68,991.38	6,433	57	91.16			77.85			300.88			369.30	4	
育															
成															
林															
総数	1,089.93	127	3	69.98			71.43			29.65			23.46		
針	184.31	32	1												
広	905.62	95	2	69.98			71.43			29.65			23.46		
総数	69,059.00	6,469	56	21.18			6.42			271.23			345.84	4	
針	973.24	131	1												
広	68,085.76	6,338	55	21.18			6.42			271.23			345.84	4	
竹林															
無立木地	9,799.77	18													

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位:面積:ha,材積:立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量:1,000m<sup>3</sup>

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	924.30	23	2	1,717.60	94	7	2,156.80	216	14	4,252.97	526	28	3,532.17	544	23
	924.30	23	2	1,717.60	94	7	2,156.80	216	14	4,252.97	526	28	3,532.17	544	23
総数	394.43	14	2	635.54	59	5	1,032.96	170	12	1,845.31	417	24	1,666.31	420	19
	529.87	9	1	1,082.06	35	2	1,123.84	47	2	2,407.66	110	4	1,865.86	125	4
総数	406.23	14	2	676.22	63	5	1,127.88	186	12	1,975.66	443	25	1,843.00	453	20
	394.43	14	2	635.24	59	5	1,026.59	169	12	1,834.48	415	24	1,653.44	417	19
人工林	11.80			40.98	4		101.29	17		141.18	29	1	189.56	36	1
	406.23	14	2	672.37	63	5	1,119.95	185	12	1,975.66	443	25	1,843.00	453	20
天然林	394.43	14	2	631.39	59	5	1,018.66	168	12	1,834.48	415	24	1,653.44	417	19
	11.80			40.98	4		101.29	17		141.18	29	1	189.56	36	1
育複層林				3.85			7.93	1							
				3.85			7.93	1							
総数	518.07	9	1	1,041.38	31	2	1,028.92	31	2	2,277.31	83	4	1,689.17	91	4
	518.07	9	1	1,041.08	31	2	1,022.55	29	1	2,266.48	81	4	1,676.30	89	3
天然林	3.43			12.00			80.98	4		85.59	6		68.12	6	
	3.43			12.00			6.37	1		8.10	1		8.67	2	
天然生	514.64	9	1	1,029.38	31	2	947.94	26	1	2,191.72	77	4	1,621.05	85	3
	514.64	9	1	1,029.08	31	2	947.94	26	1	2,188.99	77	3	1,616.85	85	3
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位:面積:ha,材積:立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量:1,000m<sup>3</sup>

区分	I 0 齢級			I 1 齢級			I 2 齢級			I 3 齢級			I 4 齢級		
	面積	材積	成長量												
総数	3,281.27	621	21	2,410.59	487	15	1,834.41	241	6	1,179.09	158	4	1,315.71	231	4
	3,281.27	621	21	2,410.59	487	15	1,834.41	241	6	1,179.09	158	4	1,315.71	231	4
総数	1,923.30	511	18	1,538.24	410	13	376.46	110	3	213.79	64	1	401.02	111	2
	1,357.97	110	3	872.35	76	2	1,457.95	130	4	965.30	94	2	914.69	120	2
総数	2,158.92	551	19	1,643.04	428	13	417.58	119	3	236.10	72	1	477.31	129	2
	1,904.36	509	18	1,509.64	406	13	366.35	108	3	196.25	61	1	364.45	102	2
総数	254.56	42	1	133.40	22		51.23	12		39.85	11		112.86	28	
	2,158.92	551	19	1,643.04	428	13	415.96	119	3	236.10	72	1	477.31	127	2
人工林	1,904.36	509	18	1,509.64	406	13	364.73	108	3	196.25	61	1	364.45	99	2
	254.56	42	1	133.40	22		51.23	12		39.85	11		112.86	28	
育複層林															
							1.62								2
総数	1,122.35	70	2	767.55	59	2	1,416.83	121	3	942.99	86	2	838.40	102	2
	18.94	2		28.60	5		10.11	3		17.54	3		36.57	9	
天然林	1,103.41	69	2	738.95	54	2	1,406.72	119	3	925.45	83	2	801.83	92	2
育複層林	44.75	3		84.38	8		6.77	1		19.23	4		70.81	17	
	6.90			15.96	1		2.63	1		8.29	2		21.61	5	
天然林	37.85	3		68.42	6		4.14	1		10.94	2		49.20	11	
	1,077.60	67	2	683.17	51	2	1,410.06	120	3	923.76	82	2	767.59	85	2
天然林	12.04	1		12.64	3		7.48	2		9.25	1		14.96	4	
	1,065.56	66	2	670.53	48	2	1,402.58	118	3	914.51	81	2	752.63	81	2
竹林															
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位:面積:ha,材積:立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量:1,000m<sup>3</sup>

区分	I 5 齢級			I 6 齢級			I 7 齢級			I 8 齢級			I 9 齢級		
	面積	材積	成長量												
総数	1,029.59	184	3	1,706.35	245	4	1,841.99	260	4	1,237.66	158	2	1,317.43	165	2
総数	1,029.59	184	3	1,706.35	245	4	1,841.99	260	4	1,237.66	158	2	1,317.43	165	2
針	296.92	86	1	183.34	50	1	197.94	42	4	50.19	10		25.86	5	
広	732.67	97	2	1,523.01	195	4	1,644.05	219	4	1,187.47	148	2	1,291.57	160	2
総数	315.43	96	1	155.82	51	1	171.81	39		30.21	7		10.87	3	
針	247.39	77	1	119.85	39	1	128.92	29		17.42	5		10.19	3	
広	68.04	19		35.97	12		42.89	10		12.79	2		0.68		
総数	315.43	93	1	155.82	51	1	171.81	39		30.21	7		10.87	3	
針	247.39	74	1	119.85	39	1	128.92	29		17.42	5		10.19	2	
広	68.04	19		35.97	12		42.89	10		12.79	2		0.68		
人工林	(8.40)			(1.62)			(4.95)						(2.82)		
育															
複															
層															
成															
林															
育															
複															
層															
成															
林															
天															
然															
生															
竹															
林															
無															
立															
木															
地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束 成長量：1,000m<sup>3</sup>

区分	20 齢級			21 齢級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	986.29	138	2	50,253.06	4,967
	総数	986.29	138	2	50,253.06	4,967
	針	31.29	13		775.05	96
人工林	総数	955.00	125	2	49,478.01	4,871
	針	20.45	12		1.01	1
	広	20.45	12		0.95	1
天然林	総数	20.45	11		1.01	1
	針	20.45	11		0.95	
	広	(2.49)			0.06	
育成林	総数				(3.14)	
	針					1
	広					1
育成林	総数	965.84	126	2	50,252.05	4,966
	針	10.84	2		774.10	95
	広	955.00	125	2	49,477.95	4,871
天然林	総数					
	針					
	広					
育成林	総数	81.87	13		11.21	7
	針	7.57	1		7.30	2
	広	74.30	12		3.91	6
天然林	総数	883.97	113	1	50,240.84	4,959
	針	3.27			766.80	94
	広	880.70	113	1	49,474.04	4,865
竹林						
無立木地						

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分	立木地										計				
	人工林					天然林									
	育成層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計	伐採跡地		未立木地	改訂地	林地以外の地	計
制限林	面積	9,469.51	28.58	9,498.09	184.31	973.24	1,157.55	10,655.64							
	材積	1,291.48		1,291.48	905.62	67,874.73	68,780.35	70,071.83							
	面積	10,789.99	28.58	10,789.57	1,089.93	68,847.97	69,937.90	80,727.47	32.13				9,314.91	9,347.04	90,074.51
	材積	1,944.630	8.688	1,953.318	32.210	129.616	161.826	2,115.144					409	409	2,115.553
	計	2,175.733	8.705	2,184.438	17	231.120	6,414.599	6,645.719	8,760.863				17,725	17,725	6,663.444
普通林	面積	81,983.7	206.1	82,189.8	696.3	1,301.9	1,998.2	84,188.0							
	材積	3,367.7	0.1	3,367.8	2,182.6	54,705.5	56,888.1	60,255.9							
	面積	85,351.4	206.2	85,557.6	2,878.9	56,007.4	58,886.3	144,443.9					60.7	60.7	60,316.6
	材積	1,679.65	0.88	1,680.53				1,680.53					69.2	69.2	144,513.1
	計	45.95	0.88	45.95				211.03	256.98						
計	面積	1,725.60	0.88	1,726.48				1,937.51	4.26				448.47	452.73	2,390.24
	材積	479.057	203	479.260				480.530							480.530
	面積	11,523		11,523				18,095							29,618
	材積	490.580	203	490.783				510.148							510.148
	計	20,011.6	4.9	20,016.5				20,040.5							20,040.5
計	面積	153.1		153.1				317.7							470.8
	材積	20,164.7	4.9	20,169.6				20,511.3							20,511.3
	面積	11,149.16	29.46	11,178.62				12,336.17							
	材積	1,337.43		1,337.43				70,328.81							
	計	12,486.59	29.46	12,516.05				82,664.98					9,763.38	9,799.77	92,464.75
計	面積	2,423.687	8.891	2,432.578				2,595.674					409	409	2,596.083
	材積	242.626	17	242.643				6,432.694					17,725	17,725	6,693.062
	面積	2,666.313	8.908	2,675.221				6,595.790					18,134	18,134	9,289,145
	材積	101,995.3	211.0	102,206.3				104,228.5					8.5	8.5	104,237.0
	計	3,520.8	0.1	3,520.9				60,726.7					60.7	60.7	60,787.4
計	面積	105,516.1	211.1	105,727.2				164,955.2					69.2	69.2	165,024.4
	材積														

(面積：h a, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>/年)

無立木地等

注1 人工林及び天然林で点生木の林分の面積については、本表の集計には含まれていない。  
 注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。



(4) 制限林の種類別面積

区分	市町村					合計
	鶴岡市	酒田市	庄内町	遊佐町	合計	
水源かん養保安林	47,371.14	20,866.54	10,697.44	5,567.66	84,502.78	
土砂流出防護保安林	1,195.10	0.15	63.13	(31.18)	1,258.38	
土砂崩壊防護保安林	54.82				54.82	
飛砂防護保安林	49.92			148.02	556.68	
防風保安林		(5.68)	3.11		(5.68)	
水害防護保安林						
潮害防護保安林		132.33			132.33	
干害防護保安林	447.29	211.02	47.19		705.50	
防雪保安林						
防霧保安林						
なだれ防止保安林	4.18		11.47		15.65	
落石防止保安林						
防火保安林						
魚つき保安林						
航行目標保安林						
保健保安林	108.60	(663.40)		42.70	(842.56)	
風致保安林	(549.17)	(61.24)			(610.41)	
計	49,231.05	(730.32)	10,822.34	(31.18)	5,758.38	
保安施設地区						
砂防指定地	(37.45)	(9.31)	10.39	8.88	(2,734.74)	
特別保護地区	(156.54)		(663.14)		(819.68)	
第一種特別地域	(3,681.07)		(1,407.09)		(5,088.16)	
第二種特別地域	(5,500.78)		(650.13)	5.07	(6,150.91)	
第三種特別地域	(14,918.21)		(3,172.84)	7.13	(18,091.05)	
地種区分未定地域						
計	(24,256.60)		(5,893.20)	12.20	(30,149.80)	
特別保護地区						
第一種特別地域		(539.18)		(2,216.72)	333.73	
第二種特別地域		(628.57)		(886.67)	262.97	
第三種特別地域		(1,654.68)		(1,795.06)	1,538.18	
地種区分未定地域						
計		(2,722.43)		(4,898.45)	2,134.88	
都						
道						
府						
県						
立						
計						
原生自然環境保全地域						
自然環境保全地域特別地区						
都道府県自然環境保全地域特別地区						
鳥獣保護区特別保護地区	(3,532.06)	(178.15)			(3,710.21)	
緑地保全地区						
風致地区						
特別母樹林						
史跡名勝天然記念物	(549.17)	(4.85)		(0.26)	(1,217.42)	
種の保存法による管理地区						
その他						
合計	(29,344.54)	(3,645.06)	21,670.60	7,902.14	(47,163.81)	
	49,304.83		11,200.96	(4,929.89)	90,078.53	

単位 面積 : ha

## (5) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

樹種 林種	スギ	ヒノキ	ヒバ	カラマツ	マツ類	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
	総数	2,195	1	-	117	225	47	3,966
人工林	2,149	1	-	112	166	-	15	222
天然林	46			5	60	46	3,951	2,415

## (6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地
総数	104.87
鶴岡市	33.44
酒田市	31.40
庄内町	22.22
遊佐町	17.81

## (7) 森林の被害

単位 面積：ha

区分	風水害			雪害			病虫害			獣類害			火災		
	16	17	18	16	17	18	16	17	18	16	17	18	16	17	18
総数	1	-	-	-	-	-	64	55	51	-	-	-	-	-	-
鶴岡市	-	-	-	-	-	-	10	8	7	-	-	-	-	-	-
酒田市	1	-	-	-	-	-	29	26	44	-	-	-	-	-	-
庄内町	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
遊佐町	-	-	-	-	-	-	22	21	-	-	-	-	-	-	-

資料：「東北森林管理局事業統計書」

### 3 林業の動向

#### (1) 森林組合及び生産森林組合の現況

##### ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総 額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
森 林 組 合	総 数	5 組合	14,419	40	375,447	46,452	
	鶴 岡 市	出羽庄内	5,804	15	155,693	20,061	
	鶴岡市(旧温海町)	温海町	1,648	8	105,921	12,406	
	酒田市	酒 田	1,200	5	17,553	497	
	酒田市(旧八幡町, 旧松山町, 旧平田町)	飽海地方	3,531	8	69,473	9,741	
	遊 佐 町	遊 佐	2,236	4	26,807	3,747	
生 産 森 林 組 合	総 数	28 組合	1,970	-	176,230	2,334	
	鶴 岡 市	下 川	162	-	6,804	42	
		坂野下	29	-	9,720	57	
		三 瀬	5	-	27,350	30	
		大 広	15	-	984	12	
		草井谷	5	-	8,150	31	
		谷 定	47	-	6,241	19	
		中 山	59	-	9,900	175	
		湯田川殖産	47	-	8,700	17	
		手 向	304	-	23,990	60	
		五十川	45	-	540	190	
		山五十川南部	91	-	1,224	250	
		山五十川	72	-	77	180	
		槇 代	43	-	7,980	49	
		一 霞	26	-	9,863	415	
		小名部	143	-	16,045	281	
		白沢山	188	-	5,994	54	
		木野俣	86	-	13,115	157	
	小岩川	171	-	6,913	47		
	温海川	52	-	47	20		
	酒 田 市	漆曾根	145	-	795	19	
		青 沢	35	-	2,764	65	
		関	33	-	1,603	21	
白ヶ沢		57	-	4,066	18		
坂 本		22	-	229	37		

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
生産 組合	酒田市	田沢新田	23	-	213	16
		寺沢	24	-	790	19
		円能寺	12	-	1,217	21
		熊野沢	29	-	916	32

資料：「山形県森林組合統計」（平成17年度版、山形県森林課）

イ 事業内容及び活動状況等

単位 千円

森林 組合名	指導 部門	販売 部門	購買 部門	利用 部門	合計
総数	50,376	271,907	35,591	623,649	981,523
出羽庄内	16,341	64,422	14,925	197,211	292,899
温海町	5,514	181,493	9,418	60,415	256,840
酒田	2,965	3,037	3,896	135,949	145,847
遊佐	4,449	463	3,990	139,474	148,376
飽海地方	21,107	22,492	3,362	90,600	137,561

資料：「山形県森林組合統計」（平成17年度版、山形県森林課）

(2) 林業事業体等の現況

単位 事業体数

区分	造林業	素材 生産業	木材卸売業 (うち素材市場)	木材・木製 品製造業
総数	9	9	2	171
鶴岡市	3	3	-	65
酒田市	5	4	2	70
三川町	-	-	-	5
庄内町	-	1	-	19
遊佐町	1	1	-	12

資料：1 造林業及び素材生産業は、2000世界農林業センサス

2 木材卸売業は、東北森林管理局販売課等調べ

3 木材・木製品製造業は、「山形県の工業統計調査」（平成17年）

## (3) 林業労働力の概況

単位 人

市町村別	総数	森林管理署	市町村	森林組合	各種団体	会社	その他
総数	213	39	-	151	-	23	-
鶴岡市	119	11	-	89	-	19	-
酒田市	52	20	-	32	-	-	-
三川町	-	-	-	-	-	-	-
庄内町	30	7	-	19	-	4	-
遊佐町	12	1	-	11	-	-	-

資料：2000年世界農林業センサス（都道府県別総計書-林業編 年間150日以上雇われて林業に従事したもの）

## (4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）

単位 台

機械種名	総数	備考
フェラーバンチャ	-	立木を伐倒する自走式機械
スキッダ	-	けん引式集材専用トラクタ（一人作業が可能なもの）
プロセッサ	3	枝払・玉切りする自走式機械
ハーベスタ	-	伐倒・枝払い・玉切り機械
フォワード	9	積載式集材専用トラクタ（一人作業が可能なもの）
タワーヤーダ	2	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	4	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備

資料：東北森林管理局販売課(H19.9現在)

#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000 m<sup>3</sup> 実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	38	42	80	40	76	115	105	181	144
針葉樹	38	38	76	32	72	104	84	189	137
広葉樹	0	4	4	8	4	12	-	100	300

##### (2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
307	242	79	125	75	60	181	167	92

##### (3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

	開設延長		
	計画	実行	実行歩合
総数	10.7	7.6	71

##### (4) 保安施設の数量

###### ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha, 実行歩合：%

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	41,996	36,913	88	-	6	-
水源かん養	40,892	36,537	89	-	5	-
災害防備	387	191	49	-	1	-
保健、風致の保存等	717	185	26	-	-	-

###### イ 保安施設地区の指定

該当なし

###### ウ 保安施設事業

単位 地区

	面積	
	計画	実行
総数	58	25

注 計画は10ヵ年分

## 5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

### (1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅，別荘，工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他	合計
-	-	-	-	88.52	88.52

### (2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
-	-	1.14	1.14

## 6 森林資源の推移

### (1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：1,000m<sup>3</sup> 面積：ha 延長：km

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	241	299	300	306	311	322	342	354
		針葉樹	240	298	300	304	309	320	341	352
		広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1
	主伐	総数	39	142	138	145	156	172	193	214
		針葉樹	37	142	137	144	155	171	192	212
		広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1
	間伐	総数	203	156	163	160	154	150	149	140
		針葉樹	203	156	163	160	154	150	149	140
		広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0
造林面積	総数	128	253	318	320	337	347	378	417	
	人工造林	83	214	270	254	263	270	295	330	
	天然更新	45	39	48	66	74	77	83	87	
林道開設延長		9.8	7.2							

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：1,000m<sup>3</sup>

区 分		面 積													材積
		総 数	1・2 齡 級	3・4 齡 級	5・6 齡 級	7・8 齡 級	9・10 齡 級	11・12 齡 級	13・14 齡 級	15・16 齡 級	17・18 齡 級	19・20 齡 級	21 齡級以上		
I 分期	総 数	82,665	469	1,219	2,642	6,410	6,813	4,245	2,495	2,736	3,080	2,304	50,253	9,271	
	人工林	総 数	12,516	300	549	1,082	3,104	4,002	2,061	713	471	202	31	1	2,675
		育成単層林	12,487	298	534	1,079	3,096	4,002	2,059	713	471	202	31	1	2,666
		育成複層林	29	1	15	4	8	0	2	0	0	0	0	0	9
	天然林	総 数	70,149	169	670	1,559	3,306	2,812	2,184	1,781	2,265	2,878	2,272	50,252	6,596
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成複層林	1,090	141	53	15	167	113	91	90	136	141	132	11	127	
	天然生林	69,059	28	617	1,544	3,140	2,699	2,093	1,691	2,129	2,737	2,141	50,241	6,469	
II 分期	総 数	82,641	332	800	1,588	3,874	7,782	5,636	2,967	2,333	3,575	2,555	51,200	9,868	
	人工林	総 数	12,541	208	419	703	1,801	3,815	3,746	610	841	329	44	26	3,164
		育成単層林	12,475	190	413	697	1,789	3,815	3,746	609	831	323	42	21	3,156
		育成複層林	66	18	6	6	12	0	0	1	10	6	2	5	8
	天然林	総 数	70,100	124	381	885	2,073	3,967	1,890	2,357	1,492	3,246	2,511	51,174	6,704
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成複層林	1,138	79	102	26	97	156	145	26	118	168	112	109	127	
	天然生林	68,962	45	279	859	1,976	3,811	1,745	2,331	1,374	3,078	2,399	51,065	6,577	
III 分期	総 数	82,557	401	456	1,214	2,639	6,410	6,536	4,132	2,432	2,765	3,082	52,489	10,548	
	人工林	総 数	12,417	327	287	545	1,081	3,099	3,725	1,948	689	475	207	34	3,426
		育成単層林	12,311	267	285	535	1,077	3,091	3,725	1,947	685	467	203	28	3,418
		育成複層林	107	60	2	10	4	8	0	1	4	8	4	6	8
	天然林	総 数	70,139	74	169	669	1,558	3,311	2,811	2,184	1,743	2,289	2,875	52,456	7,121
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成複層林	1,155	26	142	53	15	173	129	91	90	126	151	159	142	
	天然生林	68,985	49	27	616	1,543	3,138	2,682	2,093	1,653	2,163	2,724	52,297	6,979	
IV 分期	総 数	82,561	632	332	800	1,588	3,874	7,681	5,192	2,919	2,285	3,562	53,697	11,000	
	人工林	総 数	12,364	533	208	419	703	1,801	3,716	3,302	562	746	316	59	3,656
		育成単層林	12,203	435	190	413	697	1,789	3,716	3,302	561	736	310	54	3,648
		育成複層林	162	98	18	6	6	12	0	0	1	10	6	5	9
	天然林	総 数	70,197	99	124	381	885	2,073	3,965	1,890	2,357	1,539	3,246	53,638	7,344
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成複層林	1,188	50	79	102	26	97	156	145	26	118	168	221	155	
	天然生林	69,009	49	45	279	859	1,976	3,809	1,745	2,331	1,421	3,078	53,417	7,189	
V 分期	総 数	82,577	713	401	456	1,214	2,639	6,332	6,233	3,946	2,405	2,739	55,498	11,450	
	人工林	総 数	12,310	583	327	287	545	1,081	3,023	3,422	1,762	608	450	221	3,842
		育成単層林	12,087	465	267	285	535	1,077	3,015	3,422	1,761	604	442	214	3,833
		育成複層林	222	118	60	2	10	4	8	0	1	4	8	7	10
	天然林	総 数	70,268	130	74	169	669	1,558	3,309	2,811	2,184	1,797	2,289	55,277	7,607
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成複層林	1,235	80	26	142	53	15	173	129	91	96	126	304	166	
	天然生林	69,033	50	49	27	616	1,543	3,136	2,682	2,093	1,701	2,163	54,973	7,441	
VI 分期	総 数	82,593	718	632	332	800	1,588	3,828	7,420	4,945	2,910	2,255	57,165	12,097	
	人工林	総 数	12,262	582	533	208	419	703	1,755	3,457	3,055	496	716	338	3,982
		育成単層林	11,973	452	435	190	413	697	1,743	3,457	3,055	495	706	330	3,971
		育成複層林	289	130	98	18	6	6	12	0	0	1	10	8	11
	天然林	総 数	70,331	136	99	124	381	885	2,073	3,963	1,890	2,414	1,539	56,827	8,115
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成複層林	1,274	85	50	79	102	26	97	156	145	34	118	381	183	
	天然生林	69,058	51	49	45	279	859	1,976	3,807	1,745	2,380	1,421	56,447	7,932	
VII 分期	総 数	82,598	743	713	401	456	1,214	2,602	6,192	6,063	3,711	2,390	58,113	12,129	
	人工林	総 数	12,192	602	583	327	287	545	1,044	2,885	3,252	1,475	593	598	4,080
		育成単層林	11,835	464	465	267	285	535	1,040	2,877	3,252	1,474	589	587	4,067
		育成複層林	356	138	118	60	2	10	4	8	0	1	4	11	13
	天然林	総 数	70,406	141	130	74	169	669	1,558	3,307	2,811	2,236	1,797	57,515	8,049
		育成単層林	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成複層林	1,323	88	80	26	142	53	15	173	129	93	96	428	209	
	天然生林	69,083	52	50	49	27	616	1,543	3,134	2,682	2,143	1,701	57,087	7,840	
VIII 分期	総 数	82,606	796	718	632	332	800	1,564	3,767	7,264	4,601	2,899	59,232	12,974	
	人工林	総 数	12,116	636	582	533	208	419	679	1,694	3,303	2,660	486	917	4,128
		育成単層林	11,690	494	452	435	190	413	673	1,682	3,303	2,660	485	903	4,113
		育成複層林	426	142	130	98	18	6	6	12	0	0	1	13	15
	天然林	総 数	70,489	160	136	99	124	381	885	2,073	3,961	1,940	2,414	58,316	8,846
		育成単層林	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成複層林	1,380	107	85	50	79	102	26	97	156	145	34	499	260	
	天然生林	69,108	52	51	49	45	279	859	1,976	3,805	1,795	2,380	57,817	8,587	
IX 分期	総 数	82,615	874	743	713	401	456	1,188	2,557	5,973	5,772	3,671	60,267	13,036	
	人工林	総 数	12,036	699	602	583	327	287	519	999	2,668	2,911	1,435	1,006	4,133
		育成単層林	11,535	551	464	465	267	285	509	995	2,660	2,911	1,434	995	4,113
		育成複層林	501	148	138	118	60	2	10	4	8	0	1	12	21
	天然林	総 数	70,579	175	141	130	74	169	669	1,558	3,305	2,862	2,236	59,261	8,903
		育成単層林	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育成複層林	1,444	121	88	80	26	142	53	15	173	129	93	524	307	
	天然生林	69,133	53	52	50	49	27	616	1,543	3,132	2,733	2,143	58,737	8,597	

注 単位未満を四捨五入しているため、各数値の積み上げと総数は必ずしも一致しない。

## 7 その他

### (1) 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	計画 期間	備 考
平成3年12月	一斉樹立	自平成4年4月1日 至平成10年3月31日	6年	
平成4年12月	經常樹立	自平成5年4月1日 至平成15年3月31日	10年	
平成9年12月	經常樹立	自平成10年4月1日 至平成20年3月31日	10年	
平成10年12月	一斉樹立	自平成10年4月1日 至平成20年3月31日	10年	
平成13年12月	一斉樹立	自平成10年4月1日 至平成20年3月31日	10年	
平成14年12月	經常樹立	自平成15年4月1日 至平成25年3月31日	10年	
平成19年12月	經常樹立	自平成20年4月1日 至平成30年3月31日	10年	
平成23年12月	一斉樹立	自平成20年4月1日 至平成30年3月31日	10年	

### (2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	飯島 康夫	平成23年4月～12月
流域管理指導官	小森 哲也	平成23年5月～12月
自然遺産保全調整官	新屋敷 哲也	平成23年4月～12月
計画課長補佐	加藤 重義	平成23年4月～12月
森林施業調整官	相馬 勝則	平成23年4月～12月
企画官	加賀 誠	平成23年4月～12月
企画係長	工藤 信彦	平成23年4月～12月
経営計画第一係長	見市 貴司	平成23年4月～7月
経営計画第一係	安藤 菜穂	平成23年4月～5月
経営計画第二係長	劔持 直樹	平成23年4月～12月
経営計画第三係長	鈴木 春美	平成23年4月～5月
経営計画第三係長	中村 誠	平成23年5月～12月
経営計画第四係長	松浦 博文	平成23年4月～5月
経営計画第四係長	田畑 良輝	平成23年5月～12月
経営計画第五係長	香川 直樹	平成23年4月～12月
経営計画第六係長	太田 正孝	平成23年4月～12月
計画課付	高橋 茂	平成23年5月～12月
計画課付	高橋 良次	平成23年8月～12月